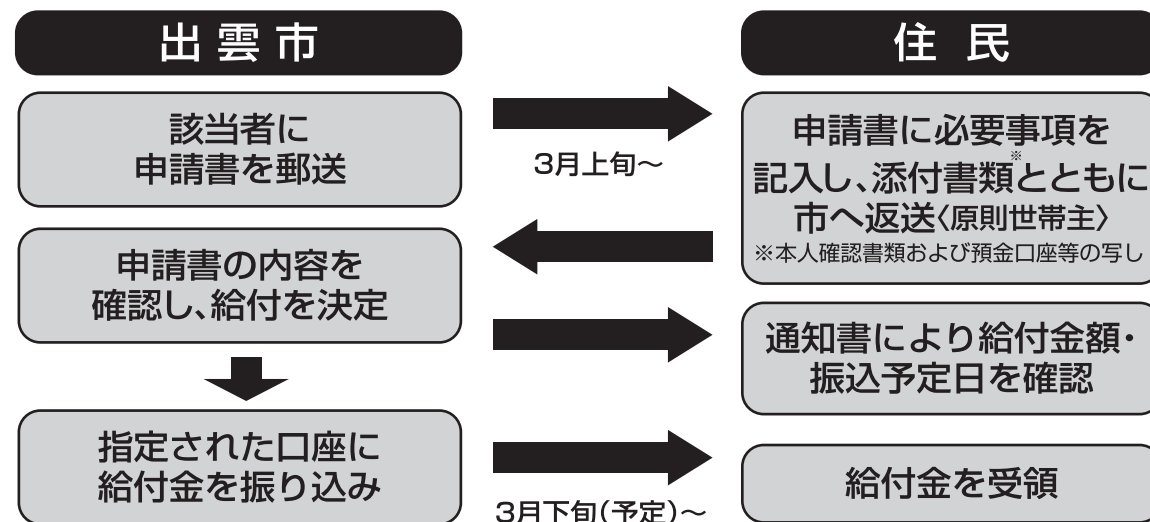


定額給付金 給付までの流れ



※出雲市では、定額給付金をできるだけ早くお渡しできるよう申請書の発送・受付を先行的に行うこととしていますが、現在、国会で定額給付金の財源の裏付けとなる法案を審議中であり、審議の行方によっては、仮に申請書を提出されても給付できないこともあります。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意!

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」が発生しています。
下記の点について、ご注意ください。

- 市や国(総務省)などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市や国(総務省)などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市や警察署にご連絡ください。

家庭内暴力(DV)等の事情により、居住地に住民票を移すことが難しい方は、定額給付金本部へご相談ください。

子育て応援特別手当についてお知らせします

多子世帯の幼児教育期の経済的負担を緩和するため、平成20年度の国の緊急措置として支給される予定の「子育て応援特別手当」の概要については以下のとおりです。

- ◆子育て応援特別手当とは
全国の市町村が主体となって、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子を対象に給付するものです。
- ◆給付対象者
平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれで、第2子以降である児童
- ◆給付額
給付対象者1人につき 36,000円
- ◆給付方法
給付対象者の属する世帯の世帯主に対して、指定口座へ振り込み
- ◆申請・給付時期
該当者(世帯主)に対して、申請書を郵送します(3月中旬ごろを予定)
- ◆おたずね 少子対策課 ☎21-6604

出雲市定額給付金本部を設置

定額給付金の 事務が始まりました

市では、2月16日に定額給付金本部を設置し、定額給付金の給付に係る準備を開始しました。

今回は、定額給付金事業の内容をお知らせします。



定額給付金

- ◆定額給付金とは
景気後退下での住民の不安に対処するため、家計への緊急支援として全国の市町村が主体となって給付するものです。
- ◆給付対象者
2月1日(以下「基準日」という)において、次の①または②の要件のいずれかに該当する方
①住民基本台帳に記載されている方
②外国人登録原票に登録されている方のうち次に掲げる方
・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者
・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格を有して在留する者(出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く)
- ◆申請・受給者
上記①については世帯の世帯主 上記②については該当者本人
- ◆給付額
給付対象者1人につき 12,000円
(ただし、基準日において65歳以上の方及び18歳以下の方については、20,000円)
※65歳以上の方とは、昭和19年2月2日以前に出生された方
※18歳以下の方とは、平成2年2月2日以降に出生された方
- ◆給付方法
申請・受給者の指定口座に振り込み
- ◆おたずね
定額給付金本部 ☎21-6946